二　設備規則第三条第六号に規定するデジタルＭＣＡ陸上移動通信を行う陸上移動局又は同条第六号の二に規定する高度ＭＣＡ陸上移動通信を行う陸上移動局　同条第六号に規定するデジタルＭＣＡ陸上移動通信を行う陸上移動局及び同条第六号の二に規定する高度ＭＣＡ陸上移動通信を行う陸上移動局

［三　略］

［2　略］

別表第一号の三　許可を要しない工事設計の軽微な事項（第10条第１項関係）

第１　設備又は装置の工事設計の全部について変更する場合（設備又は装置の全部について変更の工事をする場合を含む。）

工事設計のうち軽微なものとするもの	適用の条件
［1～14　略］	
15　周波数測定装置、警報装置、監視装置、制御装置、注意信号発生装置、注意信号選択警報装置、空中線柱、給電線柱及び連絡線の工事設計	当該部分の全部について削る場合、改める場合又は追加する場合（新たな工事設計として追加する場合を含む。）に限る。
［16～21　略］	

［注　略］

［第２　略］

二　設備規則第三条第五号に規定するＭＣＡ陸上移動通信又は同条第六号に規定するデジタルＭＣＡ陸上移動通信を行う陸上移動局　同条第五号に規定するＭＣＡ陸上移動通信を行う陸上移動局及び同条第六号に規定するデジタルＭＣＡ陸上移動通信を行う陸上移動局

［三　同上］

［2　同上］

別表第一号の三　許可を要しない工事設計の軽微な事項（第10条第１項関係）

第１　［同左］

工事設計のうち軽微なものとするもの	適用の条件
［1～14　同左］	
15　周波数測定装置、警報装置、監視装置、制御装置（設備規則第３条第５号に規定するＭＣＡ陸上移動通信を行うものを除く。）、注意信号発生装置、注意信号選択警報装置、空中線柱、給電線柱及び連絡線の工事設計	当該部分の全部について削る場合、改める場合又は追加する場合（新たな工事設計として追加する場合を含む。）に限る。
［16～21　同左］	

［注　同左］

［第２　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（無線設備規則の一部改正）

第二条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第１章～第三章　略］	［第１章～第三章　同上］
第四章　業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件	第四章　業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件
［第１節～第四節の四の七　略］	［第１節～第四節の四の七　同上］
第四節の五　削除	第四節の五　ＭＣＡ陸上移動通信を行う無線局等の無線設備（第四十九条の七）
第四節の六　デジタルＭＣＡ陸上移動通信を行う無線局等の無線設備（第四十九条の七の二・第四十九条の七の三）	第四節の六　デジタルＭＣＡ陸上移動通信を行う無線局等の無線設備（第四十九条の七の二・第四十九条の七の三）
第四節の六の二　高度ＭＣＡ陸上移動通信を行う無線局等の無線設備（第四十九条の七の四）	
［第四節の七～第九節　略］	［第四節の七～第九節　同上］
［第五章　略］	［第五章　同上］
附則	附則